

# 令和3年4月 教育委員会定例会会議録

○日 時 令和3年3月30日（火） 13：30～16：35

○場 所 有明庁舎 2階第一会議室

○出席委員の氏名

教 育 長	森 本 和 孝
委 員	立 花 博
委 員	本 多 直 行
委 員	友 永 峰 昭
委 員	森 み ず き

○欠席委員 なし

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長	平 山 慎 一	教育総務課長	森 崎 和 浩
学 校 教 育 課 長	平 田 賢	社会教育課長	松 本 恒 一
ス ポ ー ツ 課 長	浅 田 啓 寿	書 記	北 島 久 弥

○傍聴者 なし

○議事日程

- 開 会
- 第 1 会期決定
  - 第 2 会議録署名委員の指名
  - 第 3 前会会議録の承認
  - 第 4 教育長職務代理者の指名
  - 第 5 教育長報告及び各課3月行事報告
  - 第 6 議案上程

第15議案	臨時代理の承認について(長崎県指定史跡島原城跡保存活用計画の策定)	原案可決
第16議案	島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について	原案可決
第17議案	ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会委員の委嘱について	原案可決
第18議案	島原市三会地区学校林管理規程の一部を改正する規程	原案可決

第19議案	島原市三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について	原案可決
第20議案	島原市教育支援委員会委員の委嘱について	原案可決
第21議案	島原市いじめ問題調査会委員の委嘱について	原案可決
第22議案	島原市社会教育委員の委嘱について	原案可決
第23議案	島原市少年センター少年補導委員の委嘱について	原案可決
第24議案	島原市スポーツ推進委員の委嘱について	原案可決
第25議案	島原市立小中学校の学校医の解職について	原案可決
第26議案	島原市立小中学校の学校医の委嘱について	原案可決
第27議案	島原市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱	原案可決

第 7 次回定例教育委員会日程について

第 8 その他

(1) 報告事項

- ① 3月市議会定例会一般質問答弁要旨(教育関係)報告
- ② 年間事業計画について
- ③ 4月行事予定表

(2) その他

第 9 閉会

### 【会議録】

<b>開会 (13:30)</b>	
森本教育長	みなさん、こんにちは。ただいまより4月定例会を開催いたします。
<b>第 1 会期決定</b>	
森本教育長	まず、日程第1「会期の決定」を議題といたします。 会期は、本日1日とすることよろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	それでは、会期は本日1日と決定いたします。

## 第 2 会議録署名委員の指名について

森本教育長	次に、日程第2「会議録署名委員の指名」を行います。 会議録署名委員に本多委員と友永委員を指名しますので、よろしく お願いします。  (「はい」の声)
-------	--

## 第 3 前会会議録の承認

森本教育長	次に、日程第3「前会会議録の承認」を議題といたします。2月19 日に行いました定例会の会議録につきましては、お手元に渡してござい ます。ご覧いただきまして、何かお気づきの事がございましたら、ご意 見をお願い致します。しばらく目を通していただきたいと思います。
森本教育長	いかがでしょうか、字句の訂正を除き承認してよろしいでしょうか。  (「はい」の声)
森本教育長	それでは承認いたします。もし字句の訂正がございましたら、後ほど 事務局までお伝えください。

## 第 4 教育長職務代理者の指名

森本教育長	次に令和3年度教育長職務代理者の指名について、でございます。 教育長職務代理者については教育長が指名するとなっております。令 和3年度教育長職務代理者についてですけれども、私から指名させたい と思いますが、友永委員を指名してよろしいでしょうか。  (「はい」の声)
森本教育長	友永委員よろしいでしょうか。
友永委員	はい、よろしく申し上げます。
森本教育長	それでは、令和3年度教育長職務代理者については、友永委員にお願

	<p>いたします。</p>
<p><b>第 5 教育長報告及び各課 3 月行事報告</b></p>	
<p>森本教育長</p>	<p>次に、日程第 5 「教育長報告及び各課 3 月行事報告」を議題といたします。</p> <p>委員の皆様には、小学校、中学校の卒業式への参加ありがとうございました。新型コロナ感染に対して予防対策として何が効果的なのか十分理解されていない中での実施でありましたが、本年は新しい生活様式が徹底されている中で行われ、安心して参加することができました。</p> <p>学校行事の在り方については、このコロナ感染問題の中、ねらいを外さなければ、見直す大きなチャンスであるということを校長会でも話しましたが、それぞれの学校で工夫がなされて実施されていたようです。</p> <p>わたしからは、3つのことを報告いたします。</p> <p>まず一点目については成人式についてです。</p> <p>前回の定例委員会の中ではふれておりませんでした。延期しておりました令和 3 年の成人式を 5 月 2 日の日曜日に行うことといたしました。本来であれば、委員の皆様にお諮りすべきことでしたが、遠方から参加する成人者のことを考えて、早めの決定とさせていただきました。</p> <p>式の内容については、1月に予定していた時と同じであり、3密を回避するため、参加者を制限すること、時間短縮のため内容を一部削減すること、マスク着用、手指消毒の徹底、当日の健康観察等の対策をとりながら実施する予定であります。</p> <p>2つ目は 3 月議会についてです。</p> <p>詳細については、その他の項目で次長から報告がありますが、令和 3 年 3 月市議会定例会が 3 月 23 日閉会となりました。議案として、令和 3 年度一般会計予算が審議されましたが、教育委員会所管の一事業が「当分の間凍結」という付帯決議を受けての原案可決となりました。</p> <p>今後の対応について検討しなければならないこととなり、教育委員の皆様には申し訳なく思っております。</p> <p>3 番目は校則の見直しについてです。資料をお配りしております。</p> <p>昨年来、マスコミで学校の校則について取り上げられる機会が多くな</p>

りました。

マスコミの一般的な論調は、目的が明確でなく管理のための校則であり、人権問題にも繋がるルールがあること、また、校則制定に生徒の関わりがなく学校の一方的な押しつけであること、などがあげられています。

このような中、3月2日付けで県教育委員会から校則の見直しについて通知が出されました。この通知は、県立学校長に、校則を確認することと、併せて必要に応じて見直すことを求める内容であり、市町教育委員会にはお知らせするという内容です。

マスコミで取り上げられるのは、下着の色の指定の在り方ですが、県の通知文ではこれが人権問題につながるとも読みとれるもので、視点がずれていると思っていましたが、3月10日付けで、補足説明の再度の文書が出され、下着の指定そのものが人権問題ではありませんという、改めての通知があったところです。

本市の実情も、資料をお配りしていますが、5つの中学校のうち3つが下着の指定をしているところであります。

ちょっと私自身の感覚がずれている向きもあるかと思いますが、今学校は白のカッターとか開襟シャツ、これを中間服、夏服と定めているわけでありますけれども、白のカッターを着るとどうしても肌着というのは白になるのかなと、我々年寄りはそのようなふうに思ってしまうのかなという感覚ではありますけれども、そのあたりについても、今後校長も含めて、十分校則を改めて見直す、見直すではなくまずは見つめて、それから見直すべきところは、見直していこうとそういった手順を踏んで、じっくりと考えていきたいと思っておりますし、併せて保護者の皆様のご意見も十分聴く必要があるだろうというふうに思っております。

また、最近小学校の体操服の下に下着を着せるのか着せないのかということもマスコミで取り上げられております。

これは小学校の1年生から6年生まで、非常に発達段階が大きく違うことから、小学校一括りで議論するのは無理があるのかなという思いをいたしたところでありますけれども、ちなみに本市では下着をつけさせないと決まりとして明文化している学校はありません。

しかしながら9校中6校につきましては、低学年1年生2年生におい

	<p>ては、汗の始末等が十分できないということで、下着をつけさせないという指導をしているところがあります。</p> <p>この問題につきましても、併せて各学校の意見を聞きましてどういうふうな方法でもっていくのか、そういったところを検討をしていきたいと思っております。以上で、わたしからの報告を終わります。</p> <p>では、続きまして教育総務課お願いいたします。</p>
森崎課長	<p>教育総務課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の内容説明。</p>
平田課長	<p>学校教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の内容説明。</p>
松本課長	<p>社会教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の内容説明。</p>
浅田課長	<p>スポーツ課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の内容説明</p>
森本教育長	<p>ただ今の報告につきまして、何かご質問やご意見がありましたらお願いします。</p>
立花委員	<p>よろしいでしょうか。教育長報告のなかで、資料の各中学校それから小学校ですね、見せていただいたんですが、当初のこの資料の狙いとは違うかもしれませんが、中学校の校則あるいは保護者説明会の折も資料等載せていただいて、いつぞや本多委員さんからもご指摘があったと思うんですが、学校教育課にお願いしたいと思うんですけど、いわゆる中学校の部活の取り扱いが、三会中と有中は、休養日が明記してあるんですね、ところが一中、二中、三中については、この資料で見る限りはちょっとわからなかったんです。</p> <p>それと、どちらかと言うと、運動部活動のことが念頭にあっての記載</p>

に重きを置いているかなという感じを受けました。

ですから学校要覧等に載せる載せないというのは別として、やはり明文化をして、はっきり保護者にも説明する場合には休養日等の明記があるわけですから、それを載せた文書がやはり必要かなというふうに感じました。以上です。

平 田 課 長

部活動休養日については、委員さんご存じのようにそれぞれの学校が行っているところではありますが、おっしゃるとおり、明文化がなされていないということで、保護者に認識されていない部分があるかというご指摘ですので、この点については、学校を通じて指導していきたいと考えております。ありがとうございました。

森本教育長

部活動はうちがガイドラインを策定をして委員の皆様にご審議いただきました。各学校は必ずきちんとした文書で作って、それを保護者に周知をするという義務が実はあるんですね。

それで、ほとんどの学校がホームページというよりは、PTAの総会で配布をしてこれで1年間やっていきますよというような、その資料を取り寄せて、またこの場でご紹介をさせていただきたいと、実は校長も苦慮してるのが決定されている部とされにくい部があるんだということ、それと外部指導者の皆さんたちの熱が入っているところはなおさら、それが学校側から言いにくい部分もあるし、それから、保護者会もそれは容認する雰囲気もあるということ、かなり校長も苦労している学校もあるということ、きちんと保護者に周知する分については取り寄せて、お知らせをしたいと思います。ありがとうございました。

森委員さん、各学校の校則についていかがですか。

森 委 員

そうですね。実は娘が小学校のときに体操服の下に肌着を着てはいけないというのを聞いて、学校の担任の先生に問い合わせたことがあって、そのときにはやはり汗がでるからとは言われたんですよ。

私は保育園に勤めてまして、いや子供たちが肌着を着てこない子もいるんですけど、そういうときに子供たちに言うときには、肌着は汗を吸い取るもので、体を清潔に保つものだから着ようねというふうに答えて

	<p>るんですね。</p> <p>だからもしそういう理由で、肌着を着せないということであれば、汗をかいたときのために、肌着を1枚、そんな邪魔にはならないと思うので、着替えに持っていかせたらどうかなと思ってはいたんですけど、なかなかそのときには、娘も早く発達が来たので、女の子用のちょっとブラのついた下着を着るようになったので、着てもいいということになったので、そのままやむやになったんですけど、できれば、そういう肌着が汗で濡れてどうしてもという場合は、そういう替えを持っていったらどうかなと思いはしました。</p> <p>雨の日なんか靴下なんかも替えを持たせていったので、だからそういう理由でいいんじゃないかなと思いはしたんですけど、そんなかさばるものでもないと思うので。</p>
森本教育長	<p>この間各学校の調査をしたときに、どうなっていましたか。</p>
平田課長	<p>もちろん各学校とも、おっしゃるとおりに汗をかいた後の始末ができないという子供さんがいるということで、脱ぎなさいという指導をしているけれども、もちろん保護者のほうから持たせますよとか着せてくださいというご要望があれば、それは柔軟に対応するというふうに各学校とも言うておりますので、その点は大丈夫かなと思います。</p> <p>今後話題にしながらよい方法を見つけていきたいと思います。</p>
森委員	<p>私年長のクラスを持ったこともあるんですが、意外と子供たちは汗の始末をしなさいと言うと、自分でタオルで拭いたりとか、そういうことが結構できるので、こう何度も躡けていけば、上手にできるようになってくるんじゃないかなと思いますけど。</p>
森本教育長	<p>今後、学校あたりはやはり肌着というのはとろうねというのを指導しているのは1、2年生が主なんですね、そのあたりをどう考えていくのかですね。校長あたりの意見とか現場でどんな指導があっているのかとか、十分こちらも考えて、対応を一緒に揃えていきたいと。</p>

森 委 員	<p>おそらくそれもなんですけど、以前学校訪問をしたときに高学年で男女一緒に着替えている学校があったんですね、すごくそれが気になったので、娘がそのとき2、3年生でしたけど、ちょっと胸が膨らみ始めて嫌だと言っていたのをちょっと思い出して、ちょうどそこに教頭先生だったかいらっしゃったので、その話をしたんですね、それで、次年度その学校を訪ねたときには、もう分けましたと言われたんですけど、やはり最近の子どもさんは発達が速いので、男女一緒に着替えというのを考えてくださったらどうかと、低学年でも抵抗がある子はあると思うので。</p>
森本教育長	<p>今、空き教室が各学校ありますので、男の子はこちら女の子はこちらに行きなさいという指示をしている学校があるような気がしますけど、その辺も併せて情報を集めてみたいと思います。</p>
森 委 員	<p>そうですね。学校によって対応が違うと思うので。まあ微妙な問題とは思いますが。何年生から離すとか分けるというのは微妙だとはおもうんですけど。小さい子でも抵抗がある子はあると思うので。</p>
森本教育長	<p>今日は実は子供たちの定期健康診断というのを学校は毎年するようになってます。法で決まっています。その健康診断の在り方についても、やはり服を脱ぐようなそういった検査については、校種とか学年を問わず男女別にしなさいと文科省からの指示が来ておりました。</p> <p>その辺も併せてどう対応していくのか、これはもう校長判断ではなくてうちが一定考えをもってきちんとした線をそろえたほうが、校長たちも楽なのかなという思いもいたしますので、そのあたりもちょっと検討をさせていただきたいと思います。</p> <p>なお、校則につきましても、マスコミの報道を見ると下着をというのと、ほんとのパンツとかなんとかも下着というそういった捉え方をする方もいらっしゃるようですが、あくまでも今学校がしているのは、アンダーウェアっていうんですか、カッターの下に着るものですね、それを指してるんでしょうけど、そこのあたりも今の時代の流れと言うんでしょうか、そういったもので、子供たちもどういった思いを持っているの</p>

森 委 員	<p>か、よくわかりませんので、それも併せて検討をしていきたいというふうに考えております。</p> <p>そのアンダーウェアについてもなんですが、娘が校則について興味があるので、ちょっと話してたんですけど、いまどき白はねと言ってました。若い人たちでも白シャツの下に結構黒とか、最近はそうなので、あんまり抵抗がないみたいなですね、逆に黒の方が、ブラとかが透けて見えない場合もあって、有中でも夏服は白っぽいんですけど、夏服のときには白を着るように言われてるんですね。</p> <p>でも白を着てもやはり下着のラインというか、そういうのが透けてわかりやすいときがあるので、素材の選び方によってはですね。だから意外と白よりも黒のほうがカバーできるのかなという気はします。</p> <p>最近いろんな肌着もベージュとかいろんな色があるので、白にこだわらなくても、体のラインが見えにくい色であれば、いいんじゃないかなという気もします。</p>
森本教育長	<p>ありがとうございます。そのあたりも4月早々にでも、十分子供たち、保護者の皆さん方そういった意見を聞きながら、学校としても対応していく形を取っていかないといけない。一気にやっていくとまた強引すぎるといろんな意見が出てまいりますので、じっくり対応をしていきたいと考えております。他にございませんでしょうか。</p>
友 永 委 員	<p>島原こども狂言ですが、私も時間が合って見に行きました。非常に腕を上げてよかったと思います。</p>
森本教育長	<p>それでは、他にございませんでしょうか。</p> <p>それでは、よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは日程第6「議案上程」に入ります。</p>

## 第 6 議案上程

### 第 15 号議案

#### 臨時代理の承認について

(長崎県指定史跡島原城跡保存活用計画の策定)

森本教育長

はじめに、第 15 号議案を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

松本課長

それでは、第 15 号議案 臨時代理の承認についてご説明いたします。本議案は、島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 4 条第 1 項の規定により、教育委員会の権限事務を臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を受けようとするものであります。

臨時代理の内容でございますが、長崎県指定史跡島原城跡保存活用計画の策定について、緊急を要しかつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、令和 3 年 3 月 10 日付けで臨時代理を行ったものでございます。

前回の会議のときに策定検討委員会委員長の承認待ちということで、説明をさせていただいておりましたが、3 月 8 日に委員長の承認をいただきました。

なお、この事業が県の補助事業であり、年度末までに印刷を終わらせる必要がありましたので、臨時代理をさせていただいたものでございます。2 ページには臨時代理書を添付しております。

また、計画書につきましては、別冊で配布しておりますが、内容につきましては、前回の会議で説明いたしましたので、本日は省略させていただきます。前回ご指摘いただきました字句の修正、その後課内でも世見直しを行い一部修正した部分もございます。

現在印刷中でございますので、製本が完了次第委員皆様には改めて冊子のほうを配布させていただきたいと考えております。以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

森本教育長	<p>ただいま、提案理由の説明がございましたが何かご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(なしの声)</p>
森本教育長	<p>それでは、第15号議案につきましては、原案どおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは、第15号議案につきましては、原案どおり承認します。</p> <p><b>第16号議案</b> <b>島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について</b></p>
森本教育長	<p>続いて、第16号議案の説明をお願いします。</p>
森崎課長	<p>議案集、5ページをお願いします。</p> <p>第16号議案 島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。</p> <p>提案理由としましては、7ページの島原市奨学金貸付条例第9条に規定されているとおり、本審議委員会は島原市奨学金の貸付に関する事項を審議するために置くものであり、6ページの名簿のとおり島原市民生児童委員協議会連合会会長など11名で構成されております。</p> <p>4月1日付けの人事異動に伴い、島原高等学校 岩橋校長、島原工業高等学校 山口校長、島原商業高等学校 前田校長、第二中学校 大場校長の4名の方が新しく代わられましたので、その残任期間の令和4年3月31日までの任期を委嘱するものであります。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願いいたします。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>委員の皆さま方から、何かご質問ご意見ありましたらお願いします。</p>

森本教育長	<p>(「なし」の声)</p> <p>それでは第16号議案につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。</p>
森本教育長	<p>(「はい」の声)</p> <p>それでは第16号議案は、原案のとおり承認いたします。</p>
森本教育長	<p><b>第17号議案</b></p> <p><b>ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会委員の委嘱について</b></p>
森本教育長	<p>つづきまして第17号議案の説明をお願いします。</p>
森崎課長	<p>議案集、9ページをお願いします。</p> <p>第17号議案 ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。</p> <p>提案理由としましては、11ページのふるさとにもどってこんね奨学金貸付条例第17条に規定されているとおり、本審議委員会はふるさとにもどってこんね奨学金の貸付に関する事項を審議するために置くものであり、10ページの名簿のとおり島原市民生児童委員協議会連合会会長など7名で構成されております。</p> <p>4月1日付けの人事異動に伴い、島原高等学校 岩橋校長、島原工業高等学校 山口校長、島原商業高等学校 前田校長、島原公共職業安定所 松尾所長の4名の方が新しく代わられましたので、その残任期間の令和5年3月31日までの任期を委嘱するものであります。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>何かご質問ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>

森本教育長	<p>それでは第17号議案につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは第17号議案は、原案のとおり承認いたします。</p> <p><b>第18号議案</b> <b>島原市三会地区学校林管理規程の一部を改正する規程</b></p>
森本教育長	<p>第18号議案の説明をお願いします。</p>
森崎課長	<p>議案集、13ページをお願いします。</p> <p>第18号議案 島原市三会地区学校林管理規程の一部を改正する規程について、ご説明いたします。</p> <p>提案理由としましては、4月1日付の市の組織再編に伴い、教育委員会の業務に関する関係規程を改正するものであります。</p> <p>14ページの新旧対照表をお願いいたします。</p> <p>「農林水産課長」が「農林課長」に名称が変更されたことに伴い、第2条第2項、「農林水産課長」を「農林課長」に改めるものです。13ページに戻りまして、この規程は令和3年4月1日から施行するものであります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>第18号議案について、提案の説明がありました。ご質問ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは第18号議案につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。</p>

	<p>(「はい」の声)</p> <p>それでは第18号議案は、原案のとおり承認いたします。</p> <p><b>第19号議案</b> <b>島原市三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について</b></p>
森本教育長	第19号議案の説明をお願いします。
森崎課長	<p>議案集、15ページをお願いします。</p> <p>第19号議案 島原市三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。</p> <p>提案理由としましては、17ページの島原市三会地区学校林管理規程第2条に規定されているとおり、本管理委員会は学校林管理の万全を期すために置くものであり、16ページの名簿のとおり島原市教育委員会教育次長など5名で構成されております。</p> <p>第3条に、前条第2項にかかげるそれぞれの職を有しなくなったときは、委員の職を失うとあります。4月1日付けの人事異動に伴い、松本教育次長、梶山農林課長2名の方が新しく代わられましたので、その後任に委嘱するものであり、任期は在職期間となります。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	第19号議案について、提案の説明がありました。ご質問ご意見がありましたらお願いいたします。
本多委員	一点よろしいでしょうか。16ページの委員名簿なんですが、間違いではないんですが、この任期のところは、大体これは、就任されたときからずっとなってるんですね。任期はこれないんですね。確認です。
森崎課長	在職期間となってまして、異動されるまでで、終期が決まっておりません。

本多委員	人事異動に伴うものと理解していいんですよね。わかりました。
森本教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは第19号議案につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは第19号議案は、原案のとおり承認いたします。</p> <p>なお、この三会地区の学校林につきましては、入札を見送りました。</p> <p>その入札の前提調査の有効期限が今年度切れるんじゃないかと、どうでしたか。</p>
森崎課長	<p>令和元年度で立木調査を行っておりまして、それが3年間有効ということでございますので、令和4年度まではその調査が生きるということで、最長令和4年度までに伐採と言うかそれを行うということですが、できれば早めに令和3年度でもと思っておりますが、立木の価格が昨今コロナの関係もありまして、家屋や住宅の建築が少ないせいか下がっているようなので、今後また検討して参ります。</p>
森本教育長	<p><b>第20号議案</b> <b>島原市教育支援委員会委員の委嘱について</b></p> <p>つづきまして第20号議案の提案理由の説明をお願いします。</p>
平田課長	<p>議案集19ページをご覧ください。第20号議案についてご説明をさせていただきます。本議案は令和3年度島原市教育支援委員会委員の委嘱について島原市教育支援委員会規則第3条及び第4条の規定により別</p>

	<p>紙の者を委員に委嘱しようとするものであります。</p> <p>次の20ページに別紙名簿がございます。任期は令和3年4月1日から令和4年3月31日でありまして、ちなみに昨年度から変わられた方は、島原特別支援学校の校長 近藤校長と第一小学校教諭 大町教諭でございます。以上でございます。</p> <p>21ページに島原市教育支援委員会規則を参考資料として載せております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>ただいま説明がありました、ご意見ご質問あればお願いいたします。</p>
	<p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは第20号議案につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは第20号議案は、原案のとおり承認いたします。</p>
森本教育長	<p><b>第21号議案</b> <b>島原市いじめ問題調査会委員の委嘱について</b></p> <p>つづきまして第21号議案の提案理由の説明をお願いします。</p>
平田課長	<p>第21号議案 島原市いじめ問題調査会委員の委嘱についてご説明をさせていただきます。議案集は23ページでございます。</p> <p>島原市いじめ問題調査会委員に別紙の者を委員に委嘱することの承認を求めるものでございます。</p> <p>提案理由としましては、島原市いじめ問題調査会規則第2条第2項の規定により、調査会委員として委嘱しようとするものであります。</p> <p>次の24ページに別紙名簿がございます。任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日の2か年間でございます。</p>

	<p>なお、26ページ27ページにつきましては、参考資料として調査会規則を挙げております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>ただいま説明がありました、ご意見ご質問あればお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは第21号議案につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは第21号議案は、原案のとおり承認いたします。</p> <p>この会議はこれまで開催実績はあるんですか。</p>
平田課長	<p>この会議につきましては、これまで重大事案がないということもありまして、開催実績はありません。</p>
森本教育長	<p>よく新聞で重大事案が発生して、第三者委員会が設置されますが、あれとはまた別のもので、内部委員会の位置づけになります。これを経て第三者委員会がこれは部局が設置することになりますので。</p> <p><b>第22号議案</b> <b>島原市社会教育委員の委嘱について</b></p>
森本教育長	<p>つづきまして第22号議案の提案理由の説明をお願いします。</p>
松本課長	<p>議案集29ページをご覧ください。第22号議案 島原市社会教育委員の委嘱についてご説明をさせていただきます。</p> <p>島原市社会教育委員の任期が令和3年3月31日をもって、満了することから島原市社会教育委員条例第2条及び第3条の規定により委員に</p>

	<p>委嘱しようとするものでございます。</p> <p>30ページ委員名簿をご覧ください。11人中7人が再委嘱になります。このうち3番の永石委員、元小学校校長、4番の喜多委員、元小学校校長、5番本多委員、職業は農業で中学生の保護者でございます。現在有明少年少女合唱団のお世話をされている方でございます。</p> <p>この3名が新規の委員でございます。なお、9番校長会選出の委員につきましては、本日決定される予定と伺っておりますので、後日議案として提案させていただきたいと考えております。</p> <p>任期につきましては令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>ただいま説明がありました、ご意見ご質問あればお願いいたします。</p>
友永委員	<p>社会教育委員ということですが、地域により偏りがあるように見えますがこの点は、よろしいでしょうか。11名中4名が同じ地区からの選出となっておりますが、その点はどのように考えておられるのか。</p>
松本課長	<p>基本的には、市内の7地区から1名ずつは入ってもらうことを考えておりますけれども、ただ、霊丘地区の7番豊田委員、現在は安中にお住まいでございます。ただこの方は霊丘に長いことお住まいでございますので、健全育成会の会長も十数年されているという実績もございまして、霊丘地区のことは一番お分かりではないかと判断してですね、そういった意味合いから、人選させていただきました。</p> <p>基本的には各地区1名は入るようにとバランスは考えているところでございます。</p>
友永委員	<p>委員の数で議決と言うか地区の有利不利はないんですね。</p>
松本課長	<p>この社会教育委員の任命については、社会教育法と委員の取り扱い基準のなかで、この備考欄にありますように、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する者、学識経験のある者から選任し</p>

	<p>なさいという文部科学省の基準もございます。</p> <p>それに、準じて選任しておりますので、特に問題はないかと考えているところでございます。</p> <p>補足で31ページの社会教育委員条例の参考のところ、定数等とありますけど、こういった方から委嘱しなさいと条例でも決めていますので、そういったところを配慮しながら選任をさせてもらっているところでございます。</p>
平山次長	<p>補足でいいですか。社会教育委員の審議する内容に、出身の地区が影響するということはまずないと思っておりますので、大丈夫と考えております。</p>
森本教育長	<p>他に何かございますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは第22号議案につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは第22号議案は、原案のとおり承認いたします。</p> <p><b>第23号議案</b> <b>島原市少年センター少年補導委員の委嘱について</b></p>
森本教育長	<p>つづきまして第23号議案の提案理由の説明をお願いします。</p>
松本課長	<p>議案集33ページをお願いします。第23号議案島原市少年センター少年補導委員の委嘱についてご説明申し上げます。提案理由でございますが、少年センター少年補導委員の任期が令和3年3月31日をもって満了することから、島原市少年センター規則第5条の規定により委員に</p>

委嘱しようとするものであります。

34ページ委員名簿をご覧ください。今回の委嘱につきましては、地区選出の委員39人です。

なお、森岳地区、霊丘地区については、それぞれ1名の方が退任されましたけれども、補充なしで活動していくということで、2名減った状態で今回提案させていただいております。

空欄につきましては、小、中、高校、青年会議所選出の委員であります。今後、校内、人事異動等により推薦されますので、現時点では決まっていない状況でございます。

しかしながら、少年補導委員については、地区と学校の委員が一緒になって4月から、補導活動を行いますので、推薦があった場合は速やかに委嘱する必要があります。このため、教育長の臨時代理の手続きにより対応させていただきたいと考えております。

そして、5月の定例教育委員会で承認の議案を上げさせていただきたいと考えております。一点大変申し訳ございません。35ページ安中地区の下の欄が空欄になっております。大三東というふうに修正をお願いいたします。

任期につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

森本教育長

第23号議案について説明がございました。何かご質問ご意見ありましたらお願いいたします。

まず一つは34、35ページに挙がってらっしゃるお名前の方たちを委嘱してよろしいかということでご審議いただければと思います。

本多委員

異論はありませんけど、安中地区の方が結構年齢的には、ご高齢の方が多いですね。後々考えますとこの後任というところも考えていかないといけないのかなど。

これまで教育委員会のなかで若返り、学校の保護者なんかも少年補導員になってもらいたいというような意見もこれまでありましたので、こういうふうに年配の方も少年補導員としていろいろご協力いただくのは

<p>松本課長</p>	<p>非常にありがたいことですが、また、そういった若い方に対する呼びかけというのもまた、お願いしたいなというふうに思っております。</p> <p>今回の委員の委嘱につきましては、各地区に幹事さんがいらっしやいまして、その方たちに新年度委員について推薦をいただいて今回提案として挙げさせていただきました。各地区に欠員が出た場合はできる限り、活動が地域の子供たちに見えるようにということで、保護者世代から選任していただくような依頼も過去には、行ったことがございます。</p> <p>しかしながら、委員として継続するという意思のある方が挙がってきますが、なかなかこちらから替わってくださいというのもしない部分もございまして、この後交代されるという情報があったらですね。できるだけ、そういった方から選任していただくようお願いしたいと思います。</p> <p>ただ、このなかで高野地区になるんですが、49番と50番の委員この二人が今年度の新規の委員となっております。高野地区は昔からの慣例でPTA役員から二人は出すという申し併せになっておりまして、49番50番の委員は毎年替わられてます。</p> <p>PTA役員ですね。こういった体制が全地区取ればですね。若返りとか地域に見える活動ができるんじゃないかと考えていますが、少しずつ私たちとしては、そういった若い人に入ってもらいたいという思いもございまして、機会あるごとに呼びかけしながら進めていきたいと考えております。</p>
<p>本多委員</p>	<p>ここに挙がってきている方は精力的にやっつけていただいている方でしょうから、これを否定するわけではないんですが、やはり後々のことも考えますと、そういった体制がとれば理想的だなという思いがありますので、幹事からの推薦ということですから致し方ないと思いますけれども。できればそういった幹事の方にもそういった形でお汲みいただいて、推薦いただくと非常にいいのかなと、あくまで一つの意見ということですので、あえて安中地区の方に伝える必要はありませんけど、全体的なバランスとして働きかけをしていただければ非常にありがたいなと思います。</p>

立花委員	<p>一点よろしいですか、今高野地区の例を課長さんからご紹介いただきましたけど、健全育成協議会は、有明地区の場合は有明地区全体でしたかね、それとも高野地区で健全育成協議会があってるんですか。</p>
松本課長	<p>有明は有明地区全体での協議会になってます。</p>
立花委員	<p>さきほど、やはりPTA役員になれば、例えば森岳の場合は、森岳だけで健全育成協もありますし、森岳子供の安全を守る会という森岳地区の6団体からそれぞれの代表が出て、昔の一小モデル森岳という組織を形づくってるんですね。</p> <p>ですからPTAにも健全育成協にもでらんばいかん、森岳子供を守る安全協議会にもでらんばいかんとかそういうものがあるものですから、他の地区でPTAから、またこの少年センター補導委員に出れるというのが大丈夫かなという気がしたものですから。</p> <p>ちょっと有明の場合の組織をお尋ねしたところです。以上です。</p>
森本教育長	<p>委員の皆様から貴重なご意見をいただきましたので、今後選考する場合の参考に是非させていただきたいと思います。よろしいですね社会教育課長。</p> <p>確かに以前から、年齢が高いんじゃないかという意見も毎年指摘があってますけれども、実はこれをライフワークにしている人もいらっしゃるようですので。ほかにございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>松本課長、令和2年度から出席報酬という形でしましたけど、やはり参加者というのはどうなんですか。あまり変わらなかったですかね。この委員さんたちの参加状況ですけど。このまえ運営協議会の報告があつてましたけど。そうそう変わらなかった？</p>
松本課長	<p>ちょっと、資料が手元にはないんですが、出席報酬に変えて前年度まで</p>

は1年間2万7千円と言う報酬で支払っていたんですけども、今年度から1回当たり1500円と言う形で報償金を出すようにしたところでございます。

実績としましては、あまり出席率は変わっていないような状況でございます。中身は年に1回2回しか来ない方もいれば、逆に年に24回、フルに出る方もいらっしゃる。24回と言うのは月2回目途にやりますので、かなり差があるような現状ではございます。

森本教育長

ありがとうございました。今この名簿に載っている方の委嘱についてはよろしいでしょうか。

それから、空欄の部分の学校からの推薦分につきましては、補導活動が始まりますので、臨時代理をさせていただくということで、ご承認いただけますか。

(「はい」の声)

森本教育長

それでは、学校推薦、青年会議所推薦につきましては、私どもで臨時代理させていただきたいと思っております。

#### 第24号議案

#### 島原市スポーツ推進委員の委嘱について

森本教育長

つづきまして第24号議案について提案理由の説明をお願いします。

議案集37ページをお願いします。第24号議案 島原市スポーツ推進委員の委嘱についてご説明申し上げます。

任期途中によりまして、やむを得ず退任届があったため欠員として議案のとおりお二人の方に委嘱することについて承認を求めるものであります。提案理由としまして、スポーツ基本法第32条並びに島原市スポーツ推進委員に関する規則第3条及び第4条により委嘱しようとするものであります。

上の原一丁目の苑田 文男さまと萩が丘一丁目の大平 好史さまのお二

	<p>人で任期は残任期間の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間になります。参考としまして39ページのほうにスポーツ基本法と島原市スポーツ推進委員に関する規則の抜粋を記載しております。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>第24議案について、提案理由の説明がありました。ご質問ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは第24議案につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは第24号議案は、原案のとおり承認いたします。</p> <p><b>第25号議案</b> <b>島原市立小中学校の学校医の解職について</b></p>
森本教育長	<p>つづきまして第25号議案の説明をお願いします。</p>
平田課長	<p>議案集41ページをご覧ください。第25号議案についてご説明をさせていただきます。</p> <p>提案理由といたしまして、辞任願いが提出されたため、表に上げている方々の委嘱を解こうとするものでございます。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>ただいま第25号議案について説明がありました。ご意見等ございましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>

森本教育長	<p>それでは、第25号議案につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは第25号議案は、原案どおり承認いたします。</p> <p><b>第26号議案</b> <b>島原市立小中学校の学校医の委嘱について</b></p>
森本教育長	<p>続いて第26号議案について説明をお願いします。</p>
平田課長	<p>第26号議案 島原市小中学校の学校医の委嘱についてご説明をさせていただきます。43ページをお願いします。</p> <p>提案理由としましては、学校医の辞任に伴い、学校保健安全法の第23条により表に掲げられている方々を委嘱しようとするものでございます。44ページには参考として、令和3年度の学校医、学校医師会、及び学校薬剤師の一覧表を掲げております。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>第26号議案について説明がありました。なにかご意見ご質問ありましたらお願いいたします。</p>
立花委員	<p>ちょっとこみいったことをお伺いしますが、この学校医の解職、それから委嘱については、直接教育委員会の事務局とやり取りするんじゃなくて医師会のほうとしてやりましたよね。</p> <p>ということは、その辞任届が出されましたということでしたが、医師会の方に申し出られたんですよね。そして、新たに4名のさきほど委嘱ということでしたが、これも、医師会からの紹介か推薦かわかりませんが、医師会を通してということですね。</p> <p>例えば、園田先生が4校掛け持ちですよ、素人目で見ても大変だなと</p>

	<p>思いますし、解職のほうもまだお若い先生ですが、仕事がお忙しくなったのかなとか、ある先生はもう廃業とかやめられているのを聞いているのでそういうことになるかなと思いますけど、そのあたりの調整というのは、事務局としては一切ものは言えないんですよ。</p>
平田課長	<p>今回の辞任に関しましても委員おっしゃいますように、時期についても人についても全く私どもは、ご連絡をいただいてから動く言う形でありまして、園田先生についての掛け持ちということも含めてです。</p> <p>ちなみに特に石橋先生とかは8校掛け持ちとか、かなり複数校となっています。特に眼科医、耳鼻科医については人数が少ないということで、掛け持ちが多くなっているということになっております。</p>
森本教育長	<p>園田先生が眼科でいわゆる、松岡先生、中村先生、3人分を一人で賄われるということになっているんですね。</p>
平田課長	<p>そのとおりです。ちなみに中村康平先生ですが、大阪から来られているということで、コロナ禍もあるということでやめさせていただきたいと理由の方はいくつかお聞きしているところです。隆平先生はご高齢ということ、石橋先生はおやめになっている、そういった理由は聞いているところです。</p>
本多委員	<p>山内先生なんか8校ですもんね。大変だ。</p>
森本教育長	<p>これは、耳鼻科の樋口先生が二小、二中あたり持っておられたんですが、どうしても耳鼻科はですね。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは第26号議案につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは第26号議案は、原案のとおり承認いたします。</p>

## 第27号議案

### 島原市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱

森本教育長

続きまして第27号議案について説明をお願いします。

平田課長

第27号議案 島原市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱についてご説明申し上げます。議案集は45ページから46ページにかけてでございます。

提案理由と致しましては、46ページにありますが、島原市立小中学校の適正規模・適正配置についての検討を行うにあたり、検討委員会の設置及び運営等にかかる必要事項を定めるため、この要綱を制定しようとするものでございます。

45ページをお願いします。以下条をおってご説明いたします。

第1条設置に関するもので、今後本市における学校の適正規模・適正配置について、総合的な検討を行うため島原市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会を設置するものでございます。

第2条は所掌事項に関するものです。(1)学校の適正規模に関すること、(2)学校の適正配置に関すること(3)その他教育委員会が必要と認める事項について意見を述べるものでございます。

第3条は組織に関するものでございます。委員は10人以内で組織し、(1)学識経験者(2)町内会自治会代表(3)保護者代表者(4)学校関係者(5)その他教育委員会が必要と認める者から選出するものでございます。

第4条は任期に関するもので、委員の任期は委員会として教育委員会へ提言を行う日までとし、委員が欠けた場合は、前任者の残任期間とするものであります。

第5条は委員長及び副委員長に関するもので、2項に委員長及び副委員長は委員の互選により選出するとしております。

46ページの第6条でございます。会議に関するものでございます。会議を開催するにあたり、諸事項を定めているものでございます。

第7条は、意見の聴取に関するもので、委員以外の意見を聴取するための条項でございます。

	<p>第8条、諸務に関するもので諸務を学校教育課で処理することを定めたものでございます。</p> <p>第9条、この要綱に定めていない委員会に関する必要事項を委員長が委員会に諮って定めるものでございます。</p> <p>附則でございますが、この要綱は令和3年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いをいたします。</p>
森本教育長	<p>ただいま第27号議案について説明がありました。なにかご意見ご質問がありましたら、お願いいたします。</p>
友永委員	<p>第3条組織のなかに委員10人以内で組織とありますが、学識経験者というのは何名ぐらい予定をされているか。</p>
平田課長	<p>まだ、細かな数は考えていないところでございますが、議会で会の予算を9名の3回程度ということで取らせていただきました。</p> <p>もちろん、このなかで学校関係者などは謝金がいらぬ部分でございます。10名以内の内訳については、今後検討させていただきたいと考えております。</p>
本多委員	<p>今ご説明いただきましたけど、この所掌事務に書いておられる項目は3回でクリアできると、予算には大体3回くらいと挙げておられるんでしょうけど。</p>
平田課長	<p>適正規模・適正配置の基本方針については教育長からご指示いただいている案というものがございまして、あくまでこの3回というのはこの案について検討していただいて、ご承認いただくというところの段階をまず踏むというところでございます。</p> <p>その方針を元にして推進するということになりますと、さらに次年度以降も含めてこの検討委員会を引き続き行うといった形になるかと思っております。</p>

本多委員	<p>もう一点よろしいでしょうか。さきほど友永委員の質問にもありましたけれども、組織10名でそれぞれ5つの区分で任命をするということなのですが、島原市のエリアがありますよね。それぞれ児童生徒の人数が減ってるわけなんですけど、その代表者の方がそのエリア全体を把握して、教育長の指示に基づいた案を検討していただければ、いいんですけど、その辺は円滑に行きそうなんですか。</p> <p>ちょっと10人というのが、予算の問題もありますけど、なにか少ないような、その辺が十分に検討していただけるものかというのが気になったものですから。</p>
平田課長	<p>例えば、町内会自治会の代表者という項目がございますが、これにつきましては、それぞれの地域の代表者のさらにその代表という方々がおられるということもございまして、あるいはPTAの代表についても市P連の代表の方々をということで、全体的な視野を持たれている方を最初集まっていたらご検討いただいて、さらに突っ込んだ話ということになってまいりますと、委員がおっしゃられますように、ある程度の地域のバランスといいますかそのあたりも考えなくてはいけないのかなと思っています。</p> <p>基本方針のところはその程度でよろしいのかなと。</p>
本多委員	<p>まずは基本方針を固めて、具体的な検討になると、さきほど私が申し上げたようなエリア的な問題もありますし、専門的な問題もあるでしょうし、そういった方々を巻き込んで、やはりご検討をいただくという考え方でよろしいのでしょうか。</p>
平田課長	<p>そのとおりでございます。</p>
立花委員	<p>いいのでしょうか。これまでも縷々ご説明があったので、大体理解しているつもりなんですけど、少し気になるのが、3回ぐらいの会議ということで原案はもう、持ってらっしゃるということですが、第4条がちょっと気になるんですけど、任期が提言を行う日までというのがですね、大体何年くらいでというのは持ってらっしゃるんですかね。</p>

平田課長	<p>この方針につきましては、今年度中には提言をいただければよろしいのかなと、思っています。そこから具体的にと言いますとまた、今度その関係課等も含めたうえで、その適正規模の見直しというのも考えていけないといけないと考えていますので、さらにまた委員の皆様の委嘱をし直すのか、他市みたいに推進委員会と名前を変えて進めていくのか、そういったところ検討に入っていないといけないと思います。</p> <p>まずもってこの方針だけは、しっかりお認めいただいて進めていきますよということを広くご承認いただければというような会にさせていただければと思います。</p>
本多委員	<p>この組織はまずは基本方針を、ご検討いただいてまとめていただく組織だと、具体的なところは、また別途、はっきり決まっていなくても、組織を充実するかもしれないし、任命替えをするかもしれないということですね。その辺を含めての検討からということですね。</p>
平田課長	<p>そうです。他市におきましては、さきほど私が言いましたように、これを調査会と言うような名前にされている市もございます。</p> <p>その調査会の試案をいただいて、今度は実行だとか推進だとか、そういった大きな会にされているというところもございます。そういったところも視野に入れていきたいというふうに思います。</p>
森本教育長	<p>まずは、南島原でいえば、この会を開いて基本線を決めたんですね。これは、複式学級を有する学校というのは長期的な不均衡があるんで、複式学級を有する学校については統廃合という話をしましょうと、その線引きですね、そういった教育的な観点からいって、どの学校規模が一番適正なんだろうか、そういったことを検討していただくし、適正な配置というのもあると思うんです。南島原が一町一小中にされましたけど、かなり遠方から来るんですが、今文科省が決めているのが通学距離4kmくらい中学校6kmくらいという標準があるんですね、島原は小さいんで、そういった通学距離でいうと、学校の間隔というんでしょうか、そういったものがどのくらいが適正なのか。</p>

	<p>ですから、どの学校とどの学校を一緒にしようかというのをこのなかでは、ちょっと触れられないと思うんです。</p> <p>おそらくそれを一歩進んでするときは、一定事務局が中心となってバックデータを取りながらやっていかないと、それで一定固めたものを今度は住民の方にどンドン説明をしていくという形になるのかなと。</p> <p>おそらく具体的な合併とか統廃合をどうしようかとなったら、委員になり手がなくなっていく感じがしています。そがんとせんとか言われて、まず統廃合そのものに反対だから委員にはならないという方も結構いらっしゃるんじゃないかと。</p> <p>具体的にどこで表に出してそれから説明をずっとしていく、パブリックコメントもとる、おそらく何年もかかってくるんじゃないのかと思っています。</p>
立花委員	<p>そこで、さっき聞いたのが、この委員さんがする提言というのは、何年かかるそこまでのことを見越してのことなのか、あるいは基本的な方針を認めていただくまでの、それを提言と受け止めるのかですね。</p>
平田課長	<p>委員さんがおっしゃる後者のほうで、方針をきちっとお認めいただいて、教育長おっしゃるようにそれを元にしてやはり、別の委員会を立ち上げるか、もしくは事務局で精査をするかということです。</p> <p>以前いた平戸の場合は、適正規模適正配置の基本方針だけが決められていて、後は教育総務課と事務局がそれぞれ地域に回ってデメリットメリットを説明して地域の方々のご意見を聞きながら、進められました。その方法なのかなと思っています。</p>
本多委員	<p>しかし、住民に説明しても、いろんな反対意見とか出てなかなかまとまりませんよね、長崎でも結構ありましたよね。</p>
森本教育長	<p>そう簡単にはいかない、簡単に行く方がおかしい。</p>
本多委員	<p>簡単にはいかないのが当然なんでしょうけど。</p>

<p>森本教育長</p>	<p>以前の議会の答弁は、今年生まれた子たちが何人、1歳児が何人とそれを元に大体10年先まで見えてくるようになると、そこで10年先で完結するだろうとそういったことで一応答弁は、いつかやっていくとしてます。</p> <p>すぐすぐ何年とか、一定の時限的なものは設ける必要があるでしょうけど、5年とか具体的な数字はなかなか求めにくいだろうと思います。</p> <p>基本的なものは住民とか保護者すべての皆さんたちの合意形成が必要だろうと思うんです。そこはきちんと謳い込まないといけないだろうと思います。おそらく合意形成というのはなかなかできないとは思いますが。</p>
<p>本多委員</p>	<p>性急にまとめられるわけじゃないしですね。10年くらいは、子供たちは変わらないみたいな資料をいただきましたよね、見通しは極端には減らないという。</p>
<p>森本教育長</p>	<p>後5年すると、今の出生差からずっとしていくと、今度は下がってくる。第五小の地域の方が要望にお見えになったんですけど、久々1年生が3クラスになった。60名を超えているんですね。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは、第27号議案につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは第27号議案は、原案どおり承認いたします。</p>

## 第 7 次回定例教育委員会の日程について

森本教育長	日程第7「次回定例教育委員会の日程について」を議題といたします。事務局から提案をお願いします。
	<b>【提案・検討】</b>
森本教育長	次回5月の定例教育委員会は、4月27日（火）午後1時30分から、有明庁舎第一会議室で行うことといたします。 1時間半たちましたのでしばらく休憩いたします。  —休憩—

## 第 8 その他

森本教育長	会議を再開します。日程第8その他（1）報告事項に入ります。まず、3月市議会定例会一般質問答弁要旨（教育関係）報告について報告をお願いします。
平山次長	3月定例会一般質問答弁要旨について、別冊資料にて説明。
森本教育長	今3月市議会定例会一般質問報告について教育次長から説明がありました。なにかご質問等ありましたらお願いします。  (なしの声)
森本教育長	それでは報告②年間事業計画について各課からお願いします。
森崎課長	教育総務課年間事業計画について、別冊にて説明。
平田課長	学校教育課年間事業計画について、別冊にて説明。
松本課長	社会教育課年間事業計画について、別冊にて説明。

浅田課長	スポーツ課年間事業計画について、別冊にて説明。
森本教育長	今の年間事業計画について、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。
森委員	すいません確認なんですけど、社会教育課で5月の成人式が2日ですよ。3日と聞いていたんですけど。
森本教育長	2日の日曜日になります。よろしいですか。  (はいの声)
森本教育長	それでは報告③4月行事予定について各課からお願いします。
森崎課長	教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
平田課長	学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
松本課長	社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
浅田課長	スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
森本教育長	ただいまの報告につきまして何か質疑はありませんか。  (なしの声)  それでは、8その他の(2)その他について何かありましたらお願いいたします。
森崎課長	令和2年度で策定しておりました学校施設長寿命化計画がこのたび完成しましたので、その内容について報告をさせていただきます。

資料A4の1枚紙になりますが、計画の内容を説明する前に、国が示しております長寿命化計画について簡単に説明させていただきます。

計画の経緯ですが、平成25年11月に策定された国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、本市においても平成28年度に市全体の公共施設を対象としました「島原市公共施設等総合管理計画」を策定しております。さらにその総合管理計画に基づいて、現在教育委員会において校舎等の長寿命化計画の策定に取り組んだものであり、計画の概要について皆様に報告するものであります。

毎年国の交付金を活用し、外壁改修工事などの校舎の整備を計画的に実施しておりますが、資料の下段になりますが、令和3年度以降の交付金事業は計画策定が前提条件とありますように、令和3年度からは、校舎の改築や外壁改修工事、空調工事などの国の交付金事業の採択にあたっては長寿命化計画の策定が義務付けられております。

このような経緯によりまして、本市におきましても計画策定に向け関係部課長を含めた検討委員会を開催し協議を進めてきたところであります。それでは、具体的な計画内容について別冊の資料に基づき説明いたします。時間の都合もございますので、主な部分のみ説明させていただきます。

資料の75ページをお願いします。まずこの長寿命化改修とはどのようなものかということを中心に簡単に説明いたします。

下の表は長寿命化改修をイメージしたものです。単に施設の故障や不具合を直すのみではなく、老朽化した施設を長く使い続けるため、20年ごとの大規模な改修に加えて築40年には物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで向上させるものであり、現在、本市が行っている外壁や屋上の防水改修に加え、コンクリートの中性化など構造体の補修や電気水道ガスなどライフラインの更新のほか、多様な学習環境を提供するための施設整備や、省エネルギー対策などを行うものであります。築年数の短い、第一小学校、第三小学校、第四小学校及び有明中学校の一部校舎などが考えられます。

下の表で紫色の上の矢印のように、通常の改修工事を行うよりは事業費は高額となりますが、上の表のように施設管理のサイクルであります築40～50年で建替えるよりも、適切な時期に長寿命化を行えば6割

程度のコストで済むとの試算がなされています。

しかし、国が想定します施設の寿命は80年であり、築50年を超える施設においては、長寿命化によるコスト削減効果が見込めないとされています。

79ページをお願いします。さきほどの説明を踏まえて、下の表は本市の基本的な改修をイメージしたものです。本市においては長寿命化改修には適さない築年数50年前後の施設が約半分を占めるため、これまでのような外壁や屋上の防水改修を中心とした大規模改修を20年ごとに行うことを基本として考えているところであります。

次に資料3ページをお願いします。本市の小中学校施設の概要であります。延床面積200㎡以上の校舎、建物及び屋内運動場は88施設あります。今回の計画を策定するにあたり、この88施設を対象として、資料調査や目視による診断によって屋根、外壁、電気設備等について健全度の評価を行い、築年数と併せて施設の健全度を点数化しています。

資料27ページをお願いします。

評価基準の例であります。屋上のシート防水、外壁の塗り上げを載せております。評価が良好であるとA、劣化が著しいとDとなります。なおここに掲載の写真は写真の下にも記載してあるように国の解説書から出典されており、市内の施設の写真ではありません。

次に資料38ページをお願いします。

第一小学校を例として説明しますと、上の表で言いますと、各施設を屋根、屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備と有りますが、この5項目を評価し、全体の評価が右側の健全度となります。

例としまして棟番号が17の特別教室棟の屋上、外壁の現状は下の写真のとおりであり、結果的評価は屋上がC、外壁がCとなり、健全度は62点となります。

棟番号が21の教室棟は平成23年度に建築しており、外壁以外はAであり、健全度は93点と高くなっています。

次に資料83ページをお願いします。

88の施設を改修等の優先順位で表したものであります。設定にあたっては、健全度を50点未満、75点未満、75点以上の3グループに分け、かつ築年数の古い順に築40年以上、30年以上、20年以上、20年未満の4グル

ープに分け、劣化状況評価の健全度と築年数により優先度を設定しています。この表で言いますと、上段の左側一番優先度が高く優先度1となり、下段の右側が一番低く優先度5となっております。優先度が同じ場合は、築年数が長い施設から優先する予定です。

資料90ページをお願いします。

本市の今後10年間においては、施設の安全度等にも十分配慮しながら、外壁改修工事等の原則事後的補修を通じた維持管理を行います。

また、令和3年度に設置予定の小中学校適正規模適正配置検討委員会からの答申等も参考にしながら、児童生徒数の推移を勘案した統廃合や校舎の減築などの方針を早期に決定し、これに基づいた事業計画の見直しを行うことにより、学校施設の保有量（床面積）を最適化し、長期的な維持管理、更新コストの縮減に努めることとしました。

具体的には、令和3年度は湯江小学校正面校舎の屋上及び外壁改修工事、また前半の5年間では屋根屋上、外壁の劣化状況評価がC、Dの改修工事を実施し、後半5年間では今後の継続的使用が見込まれる有明中学校北側校舎の長寿命化改修工事と、屋根屋上、外壁の劣化状況評価がBの改修工事を実施することにしております。

中の表は今後10年間の学校保全に係る工事費用を年度ごとに記載しており、年平均約3億6千8百万円の費用を見込んでおり、下のグラフはでいいますと、赤の折れ線で示しております。また、参考ではありますが、現在の建て替え時期にある施設すべてを長寿命化した場合の経費は、下の棒グラフのとおりとなり、今後10年間で年平均10億円以上の経費が必要になると試算されておりますので、本市の場合は赤の折れ線で示したものを本計画としたものであります。

最後になりますが、本計画は令和3年度以降の国の学校施設環境改善交付金事業の採択にあたっては、長寿命化計画の策定が前提条件となっているため、本年度中に策定するものでありますが、自然災害、今後の学校統廃合計画など、状況の変化に応じて柔軟に見直していく必要があると考えております。

なお、令和3年度で計画しております、非構造部材耐震化事業の外壁改修工事、降灰防除事業のエアコン更新工事については、計画策定予定ということで、国の令和2年度3次補正において内示をいただいております。

	<p>り、今回の3月定例会補正予算に計上しているところであります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
森本教育長	<p>今学校施設長寿命化計画について、概要の説明がありましたけれども、この長寿命化計画と個別施設計画がどう違うのという疑問もあったかと思われませんが、今後10年間の予算をできるだけ平準化して、お願いをしようということでございまして、またこれも変更が当然入ってくるかと思いますが、こういう形で進めさせていただきたいということです。</p> <p>この策定委員会には総務部長なり市長公室長なり市役所各課から、各部長に入らせていただいて作ったところです。</p> <p>かなり市内の校舎も傷んでおりますけれども、そこも実は統廃合の一つのポイントでもあるんですね、新設校舎への統合ということで、なかなかそうはならないでしょうが。</p>
本多委員	<p>長寿命化改修工事はしないけれども、作っておけばここでいう個別施設計画の交付金事業には、採択をされるということでしょう。</p>
森崎課長	<p>委員おっしゃるとおりですが、そのなかで有明中学校の1カ所は築年数が低いものですから、長寿命化改修をする予定にしております。</p>
森本教育長	<p>長寿命化といういわゆる総合的なリフォームになるんで、相当金がかかるんですが、その分相当寿命は延びるそうです。</p>
本多委員	<p>40年50年は延びるんでしょうけど、森崎課長言われるように10年20年のスパンで改修をしていって、ずっと繋ごうということですよ。それで平準化してもトータルすれば36から7億円いるということですね。交付金を使っても結構な財源がいるということ。</p>
森本教育長	<p>よろしいでしょうか。他になにかありますか。</p>
松本課長	<p>社会教育課です。委員さんのお手元に島原家庭教育三・三・七拍子の</p>

	<p>クリアファイルを配布しておりますので、是非ご活用ください。</p> <p>これについては、新年度に市内全小中学校に配布するとともに、それ以後につきましては、新入学1年生の児童にお配りして家庭教育を周知したいと考えております。以上でございます。</p>
森本教育長	他にありますか。
平田課長	報告が3件ありますが、非公開でお願いします。
森本教育長	非公開の申し出があっておりますが、よろしいでしょうか。
	(はいの声)
平田課長	<b>児童生徒等の事故等の報告（非公開）</b>
森本教育長	非公開を解いて会議を再開します。他にありませんか。
森委員	<p>最初のほうで校則について話をされていたので、制服について個人的に意見なんですけど、娘が去年中学校に入ったときにスカートに対して抵抗があったんですね、娘と話をしたときに、最近性同一性障害の子たちが出てきて、ニュースでも取り上げられるようになってきて、やはりスカートを履くことに抵抗がある子どもたちも出てきているという話と、スカートで盗撮とか性犯罪が起きやすいんじゃないかと娘が言いだして、中学校で女の子はスカートって決められていることに対して、その抵抗があるっていう話をしたんですね。</p> <p>小学校ではズボンを履いててよかったんですけど、中学校では制服って決まっているので冬も寒いのにスカートを履かないといけない。それでタイツは履いていいようになったんですけど、やはりタイツでは寒いズボンのほうが効率的じゃないかって話を娘がして、去年の4月に生徒会に意見があるときに、先生に相談してそういう制服のことに関して、ズボンのことに関して親子で話をしたことがあったんですけど、スカートでもズボンでもどちらでもいいような環境整備と言うか、そういうの</p>

	<p>をちょっとずつ考えていったほうがいいんじゃないかと思いました。</p> <p>ニュースでも都会のほうでは女の子がズボンとスカートどちらでも選択できる制服を選択制にしている学校も出てきているということで、その辺も考えながらの校則の見直しというのも、考えていってほしいかなと思ったもので、この場をお借りしました。</p>
森本教育長	<p>校則の見直しの際に今のご意見も含めて、基本的なことから検討する必要があるでしょうね。</p>
森 委 員	<p>母が昔のことを思い出して言うんですけど、ズボンでもよかったって言うんですね、私の時にはもう島原高校はスカートって決まっていたんですけど、その昔はズボンでもよかったと、素材にはいろいろあったんでしょうけど、ズボンで登校したこともあったということだったんで、昔はそういうふうにスカート、ズボンどちらも選べる時があったのかなと思いました。</p>
森本教育長	<p>他にありませんか。</p>
本 多 委 員	<p>事前に配布された冊子に載ってたんですが、熊本県教委がICT活用ガイドブックを全国で初めて作って公開したと、私もちょっと見てみましたが、体系的なつくりで使い勝手がいいと評価もされているようなので、長崎県がどうかわかりませんが、こういうのを活用できるのであれば先生方も非常に、わかりやすいと思ういろいろな活用ができると思いますので参考に是非していただけたらと思います。</p>
森本教育長	<p>ありがとうございました。他にありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>

**第 8 閉会（16：35）**

森本教育長

これで本日の4月定例教育委員会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、ここに署名いたします。

教 育 委 員

教 育 委 員

記 録 職 員